

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

1. 現状

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより、臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）等が頒布されている。

しかし、これまでもカードへの記載不備事例が少なからず存在したため、平成16年にその取扱いについて検討を行った。

2. 課題

改正法の施行後においては、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合に、それを臓器提供に関する意思が不明であると解釈するか、臓器提供を拒否する意思があったと解釈するかによって、その後の取扱いが変わることとなる。

そこで、新カードで記載不備と思われる事例が発生した場合の取扱いについて、一定の考え方を整理しておく必要があると考える。

3. 基本的な考え方（案）

平成22年5月26日、「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」においてご議論をいただいた結果、以下のような見解が示された。

(1) 新たなカードの導入にあたっては、記載不備事例が極力発生しないよう、カードとあわせて配布されるリーフレット等において、記載方法を分かりやすく説明する等の取組が重要である。

(2) この上で、記載不備と思われる事例が発生した場合については、以下のように考えてはどうか。

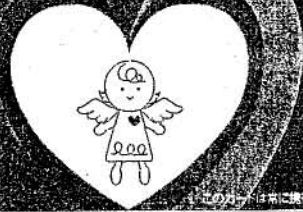
① 臓器移植法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備と思われる書面であっても、書面に残された記載内容からできるかぎり客観的に本人意思を判断する必要があること。

その際、記載内容に矛盾はないが本人意思を明確に確認する必要がある場合は、家族等の証言も踏まえ、本人意思を判断すること。また、記載内容が相矛盾するものであるなど、本人意思が判断できない場合は、当該書面に表示された内容は不明と取り扱うこと。

② 改正法の解釈上、拒否の意思表示は書面によらないものであっても有効であることを踏まえ、①において書面に表示された内容が不明と判断される場合であっても、一律に意思不明とはせず、さらに家族等の証言により拒否の意思について慎重に確認し、拒否の意思が認められる場合には、法に基づく脳死判定及び臓器摘出を行わないこと。

臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク



※このカードは常に携帯してください。

ドナー情報用全国共通連絡先 **0120-22-0149**

臓器移植に関するお問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-778-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください〉
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

（基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2～4 （略）

（臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

- 一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。
- 二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 （略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

- 一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- 二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4～6 （略）

（親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

施行までのスケジュール（予定）

6月10日	臓器移植委員会
(6月17日)	(臓器移植委員会 予備日)
6月中下旬	省令・ガイドラインの改正 官報掲載 通知等の発出
7月17日	改正法全面施行

【新たな制度の周知等を実施】

- ・都道府県向け説明会(東京)
7月13日
- ・医療機関向け説明会(東京、大阪、名古屋) 7月中下旬
- ・新しい意思表示カード(リーフレット一体型)の配布
- ・厚労省 HP 及び(社)日本臓器移植ネットワーク HP の関連情報掲載
- ・関係学会を通じた医療現場への周知 等

今後の普及啓発スケジュール(現時点の予定)

目的	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降	
新しい制度の普及	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度を施設など関係者に対し適切に周知していく <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児の脳死判定基準の周知 ・虐待を受けた児童の取扱い 等 		<p>省令・ガイドラインの改正</p> <p>周知</p>	<p>7月17日施行</p> <p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・関係学会のホームページ(予定) ・医療機関等への通知発出 ・説明会(医療機関対象、行政機関対象) 			
普及啓発の充実	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度の対象者を含め、広く臓器移植に関する理解を深めていただく <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい臓器提供意思表示方法の普及 ・世論調査結果に基づく情報の提供 ・小児やその保護者に対する普及啓発 ・教育関係者に対する普及啓発 等 		<p>普及啓発</p> <p>臓器提供意思表示カード一体型リーフレット、臓器提供意思表示シール一体型リーフレット、運転免許証用・健康保険証用リーフレットの配布開始</p> <p>臓器提供意思登録サイトによる意思登録推進のための普及啓発</p>				<p>臓器移植普及推進月間</p>
			<p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・厚生労働省動画チャンネル(You Tube) ・定期刊行物:厚生労働 ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置) ・既存ポスター用タックシール等 ・政府広報など(検討中) 				

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）
による脳死判定・臓器摘出の要件変更について

臓器摘出

脳死判定

現
行
法

○本人が、臓器を提供する意思を
書面により表示

○本人が、脳死判定に従う意思を
書面により表示

※脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

改
正
後

○本人が、臓器を提供する意思を
書面により表示

（法第6条第1項第1号）

○本人が、臓器を提供する意思も
提供しない意思も表示していない
（＝意思不明）

（法第6条第1項第2号）

○本人が、脳死判定を拒否して
いない（＝承諾又は意思不明）

（法第6条第3項第1号及び第2号）

※1 本人が臓器を提供する意思を表示している場合には、脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

※2 本人の臓器提供に関する意思が不明な場合には、脳死判定・臓器摘出ともに家族の書面による承諾が必要。